

全国生活協同組合連合会助成 世界の難聴者的情勢分析調査事業

第7回国際難聴者会議

報告書

～アクセシブルコミュニケーション～



2004年7月4～9日
於 フィンランディアホール
ヘルシンキ（フィンランド）

社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
国際部

目 次

報告書発刊にあたって

((社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会国際部長 濑谷和彦)	1
ごあいさつ ((社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会理事長 高岡 正)	2
ごあいさつ (国際難聴者連盟 (International Federation of Hard of Hearing People (IFHOH 呼称: イフォー)) 理事長 マルシア B デュガン	3
国際難聴者会議日程表	5
全難聴代表団会議参加日程表	7
大会テーマ「アクセシブルコミュニケーション」について	8
第Ⅰ部 (障害者の標準規則)	9

Updating UN Standard Rules (国連障害者の標準規則)

Hessa al-Thani, UN Special Rapporteur on Disability

第Ⅱ部 (情報保障)	17
------------	----

Hearing Aid & Cellular Phone Compatibility Resolution

(補聴器と携帯電話の互換性の解決、英文付き)

Mr Jim Johnson, Myers Johnson

Subtitling - a Human Right (字幕: 権利、責任、そして利益)

Mr Mark Hoda, Royal National Institute for Deaf People RNID

The Subject of the Diffusion of Closed-caption Broadcasting in Japan

(日本における字幕放送拡充の問題)

Mr Tadashi Takaoka (全難聴理事長)

SignMaid - a Communication Aid for the Deaf and his Orally Communicating Environment (サインメイド、要旨のみ)

Ms Sonja M. Haga -Erickson, Daterory

第Ⅲ部 (世界の難聴者、アジアの難聴者)	40
----------------------	----

The 15th Most Serious Health Problem (15番目の重要な健康問題、英文付き)

Dr Andrew Smith, WHO Activities for Prevention of Deafness and Hearing Impairment

HoH People around the World (世界の難聴者 WHOの展望)

Dr Andrew Smith, Blindness and deafness prevention unit, WHO

Does Vocational Rehabilitation Courses and Counselling Help? (職業訓練)

Ms Ulla Carl Henriksen, Castberggård Jobcenter

Hard of Hearing in Developing Countries (途上国における難聴者、要旨のみ)

Prof. Junichi Suzuki, Hearing International

Hearing and Balance Disturbances Exposed to Noise and Vibration in Bajaj

(騒音による難聴、要旨のみ)

Dr. med Hisayoshi Ishizaki, Japan International Cooperation Agency

Environmental Factors in Developing Countries (発展途上国の環境因子、要旨のみ)	
Dr. med Hisayoshi Ishizaki, Japan International Cooperation Agency	
Hard of Hearing Older-Persons in Indonesia (インドネシアの高齢難聴者、要旨のみ)	
Dr. Tony Setiabudhi	
第IV部 (その他) _____	6 4
Hearing Communication Aid Based on Pseudo-Graphic Typeface	
Ms Tatiana Evreinova, University of Tampere	
SYNFACE - a Talking Head Telephone for the Hearing-Impaired	
Prof Karl Spens, Royal Institute of Technology (KTH)	
Vipe - The Signed Speech Distance Learning Project (手話の遠隔教育 要旨のみ)	
Ms Elina Kouri, Finnish Federation of the Hard of Hearing	
第V部 (私の夢、IFHOH 理事長講演) _____	6 7
I have a dream. (「私には夢がある」英文付き)	
Ms Marcia B. Dugan, President of IFHOH	
第VI部 (日本からの発表) _____	7 9
Youyakuhiikki (Speech to Text Writing Technology) in Japan	
Ms Etsuko Uranaka	
For the Realization of Comfortable Medical Treatments for Hard of Hearing and Late-deafened People in Japan	
Dr Kazuhiko Seya	
Our Involvement to Draft-up the Guideline of Accessibility in Japan	
Mr Setsuo Kawai	
To Establish the Barrier-Free Environment and the Consistent Communication Network in the Case of Disasters or Emergencies	
Mr Tomio Takagi	
The Problem of Speech to Text Writing Interpreter Referral Services as an Accessible Communication in Japan	
Ms Kazuko Ijima	
An Approach of Hard of Hearing Young People in Japan in the Filed of Employment	
Mr Yukihito Kiyonari	
第VII部 (交流の様子) _____	9 8
地域交流会報告 (山口)	
トップ会談報告 (高岡)	
おわりに _____	1 0 3
巻末資料 _____	1 0 4

報告書刊行にあたって

(社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

国際部長 濑谷 和彦

国際難聴者連盟 (International Federation of Hard of Hearing People (IFHOH: イフォー)) は 1977 年に設立され、最初の国際会議が 1980 年にドイツのハンブルクで行われました。

全難聴はスウェーデンのストックホルムで行われた第 2 回国際難聴者会議 (1984 年) から参加し、その年から日本を代表する難聴者・中途失聴者組織として IFHOH に正会員として加盟しました。

それから 20 年間、全難聴は 4 年に一度オリンピックイヤーに開催される国際難聴者会議に数十名規模の大代表団を送り続けました。多くの会員を国際会議に送り続けることで視野を広げ、国際的な感覚を養ってきたという意味では十分すぎるほどの役割を果たしてきました。

しかし、費用の面で十分な数の情報保障者を派遣できず、また英語の壁があり、全難聴はこれまで行われた国際会議の記録を残すことができませんでした。そのため、難聴者・中途失聴者福祉の世界の流れをしっかりとらえることができずに取り残された面もあります。こうした反省を糧に今回フィンランドのヘルシンキで行われた第 7 回国際難聴者会議には言語通訳者・要約筆記者・手話通訳者を含む総勢 14 名という過去に例のない大量の情報保障者を派遣し、また全難聴国際部を中心とするチームも現地で難聴者・中途失聴者福祉に関する最新の情報の収集に努めました。

今回発行するこの報告書は日本における難聴者・中途失聴者福祉が世界の福祉先進国と比べて如何に遅れているか、そして 41 dB から 69 dB の難聴者・中途失聴者に対する福祉施策が如何に欠けているかを読者の皆さんに伝えてくれることでしょう。

幸い、一つだけ日本でも欧米諸国と変わりなく健闘している分野がありました。それは、テレビ字幕放送・文字放送分野です。これは高岡理事長を中心とする全難聴の長年の運動の成果でもあります。しかし、この分野でも日本はテレビ字幕化の目標範囲からライブ（中継）を外しているのに対し、欧米ではライブも含めて字幕化の目標数値を出しています。

この報告書は、これから日本政府や地方自治体は難聴者・中途失聴者福祉の向上のためにやらなくてはならないことがたくさんあることを示しています。ですからこの報告書が福祉関係に限らず、メディア関係、製造関係など多くの分野の方々に読まれ、難聴者・中途失聴者福祉の向上のために知恵を出して頂けると至極幸いです。

また、国際難聴者会議では難聴者・中途失聴者福祉に関する調査だけでなく、多くの国々の参加者たちとの交流をも深めました。その様子もこの報告書に掲載しましたのでどうぞご覧ください。

ごあいさつ

(社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

理事長 高岡 正

全難聴が国際会議に参加するのは、これで6回目です。SHHH大会に参加したのも含めると7回目です。

最初に、スウェーデンのストックホルム大会に参加したのは1984年で、故日本ろう話学校大嶋功先生が、その4年前の西ドイツのハンブルグで開かれた世界ろう教育会議の隣で開催されていたのをご覧になって、当会の故入谷仙介会長にご紹介され、入谷会長が設立されて間もない全国難聴者連絡協議会も国際的に共同行動する必要を説かれて、20名の代表団を送ったのが最初です。

以来、何度も参加していますが、論文応募も参加手続きも旅行会社任せだったりしていましたが、今回瀬谷和彦国際部長が当会内で論文を公募し、規定の選考を経て参加するようになりました。難聴者問題も、社会のグローバル化、技術の高度化を反映して、国際的な取組みが必要になっています。情報バリアフリーの規格については当会も聴覚障害者面で日本からITUに提起され、携帯電話の補聴器による妨害音、テレビ放送もデジタル化されたテレビ放送、マルチメディアの規格制定や著作権問題など、多くの問題が国際的な問題となっています。

さらに一昨年から急速に盛り上がっている国連における障害者の権利条約制定の動きなど、難聴者問題も国際的な取組みが必要な時期になっています。

今年は、さらに新しい動きも出てきました。昨年のフィンランドのヘルシンキ大会でテレビのアクセスを討議した分科会で知り合ったマーク・ホダ氏（英国、RNID）を障害者放送協議会放送・通信バリアフリー委員会主催の「情報バリアフリーセミナー デジタル放送と障害者のアクセス」に、RNIDのマーク・ダウンズ博士を招待したのに合わせて、英国の中途失聴・難聴者の状況を伺う機会を持ちました。その後に、同委員会の海外研修として、委員の清成幸仁氏（当会常務理事）が参加し、RNIDを視察し、多くの知見を得てきました。

2004年、フィンランドのヘルシンキで開催された第7回国際難聴者会議に、日本から全難聴の代表団が総勢43名、参加しました。多くの分科会で全難聴の取組みを発表とともに、国際難聴者連盟IFHOHのマルシア・ドーガン理事長とも対談したり、役員の方々との交流会も行ないました。その会議で発表された論文は、我が国の難聴者施策にも難聴者の理解にも大きな役割を果たすものです。

ここに、ご支援いただいた日本電気株式会社ならびに全国生活協同組合連合会に厚く御礼申し上げるとともに、多くの方々に読まれることを期待します。

大会論文の翻訳にご同意いただいた執筆者の方々、専門用語も含む翻訳スタッフの方々にもお礼申し上げます。

ごあいさつ
IFHOH (国際難聴者連盟)
理事長 マルシア B デューガン

The International Federation of Hard of Hearing People 7th World Congress (July 4-9) is history but so many pleasant memories linger in my mind. The venue, Finlandia Hall, a magnificent piece of architecture, was made totally accessible with perfectly working induction loops and CART in Finnish, English, and Japanese.

(第7回国際難聴者会議が2004年7月4～9日に行われましたがその様子は今でも私の心の中に楽しい思い出として深く刻まれています。会場となったフィンランディアホールは非常に芸術的で立派な建物で、すべての会場に磁気誘導ループが設置され、そしてフィンランド語、英語、日本語の文字通訳が行われるなど、すべてにわたってアクセシブルな環境下にありました)

Much planning and anticipation went into preparing for the International Congress. The organizing committee worked tirelessly in order to bring an unparalleled adventure in learning about and living with hearing loss. Much appreciation goes to the members of the planning committee ably chaired by Dr. Vappu Taipale, and to representatives from the Finish Federation of Hard of Hearing People, Seppo Matinvesi and Maria Rajalsami for their hard work.

(この会議開催の準備では多くの計画や試みが実行されました。組織委員会は難聴についての学習や難聴を共有する生活など今までにない試みを実現するために辛抱強く準備を進めてきました。この組織委員会委員長の Vappu Taipale 博士やフィンランド難聴者連盟の Seppo Matinvesi 氏、Maria Rajalsami さんの献身的な貢献に深く感謝の意を表します。)

The speakers and workshops were superior and diverse in subject matter. The social events were well planned and delightful. The weather could not have been better. But most of all what made it so very special were the people.

(講演やワークショップは「アクセシブルコミュニケーション」というテーマの下でしばらく、多様なものでした。また、交流会もよく企画されており、楽しく過ごすことができました。天気はそれほどよくなかったが、参加者によってこの会議全体が非常に特別な、すばらしいものにしてくれました。)

It was an outstanding gathering of hard of hearing people worldwide who were interested in accessibility. Forty countries were represented. I enjoyed the many opportunities to exchange ideas with so many people. I expected an excellent representation from Europe but was extremely pleased to have delegates from Kenya, Uganda, Zambia, as well as Israel, India, Australia, and China.

(今回はとりわけ「アクセシビリティ」に興味を持つ世界中の難聴者が集いました。40カ国から集まりました。私は多くの人々と意見を交換しあう機会を楽しみました。私はヨ

一ロッパからの多くの参加を期待したが、イスラエル、インド、オーストラリア、中国に加え、ケニア、ウガンダ、ザンビアからも参加者があり、とてもうれしく思いました。)

I was especially thrilled with the large delegation from Japan and had many opportunities for interaction with them. They hosted a lovely dinner that I attended and met many of the leaders of the delegation. I was pleased to participate in an interview that was videotaped and will be translated into Japanese. I look forward to seeing them soon again… perhaps in Croatia in 2006.

(私は特に日本からの大代表団に驚き、また彼らとふれあう多くの機会を持ちました。とても友好的な夕食に招かれ、日本の多くのリーダーたちと会いました。私は高岡理事長とのトップ会談でビデオに録画され、また私の話が日本語に通訳され、とてもうれしく思いました。私は彼らに再び会いたいです。たぶん2006年にクロアチアで行われる IFHOH 総会で…。)

I was the final keynote speaker. My remarks titled “I have a Dream” covered all that I saw making life better for hard of hearing people in the next ten years.

(私は会議の最後に基調演説をしました。「私には夢がある」というタイトルで。これは次の10年間に難聴者にとってベターな生活の構築を予見したものです。)

I was pleased to present a resolution and gift to the long-time secretary general Christopher Shaw; who served IFHOH so well for so many years.

(私は長年事務局長として IFHOH のために貢献してくれた Christopher Shaw 氏に決意とプレゼントを贈りました。)

It was heartwarming to see so many countries represented at the General Business meeting. I thank the delegates for re-electing me president for two more years.

(多くの国々がこのような会議（総会）に出席して頂き、本当に心が温まりました。私はさらに2年間（2006年まで）理事長に再任され、うれしく思います。)

The Canadian Hard of Hearing Association (CHHA) is already busy planning Congress 2008 in Vancouver. I hope to see many Japanese people there.

(カナダ難聴者協会 (CHHA) はすでにバンクーバーで行われる 2008 年の会議に向けて準備を開始しています。私はそこでも多くの日本人々に会いたいです。)

Cordially, (敬具)

Marcia B. Dugan (マルシア B デューガン)

President (理事長)

第7回国際難聴者会議日程表（日本語版）

（注：全難聴からの発表のあるセッションはバックをグレーにしました）

2004年	7月4日(日)	7月5日(月)	7月6日(火)	7月7日(水)	7月8日(木)	7月9日(金)
09:00-10:30 基調講演		開会式 (9:00-9:15) Ms Marcia B. Dugan (9:15-9:45) 政府から歓迎 のあいさつ (9:45-10:30) 障害者の機会 均等に関する 国連の基準規 則の改定につ いて	(9:00-9:30) 難聴に関する最 も重要な健康問 題(第15回) ----- (9:30-10:00) コミュニケーション医 師たちの課題 Prof Vappu Taipale (10:00-10:30) 世界の難聴者 Dr Andrew Smith	(9:00-9:30) 政治と医療にお ける難聴者組織 の役割 Dr Harald Seidler (9:30-10:00) 発展途上国での聴 覚障害予防にお ける社会組織の 責務 (10:00-10:30) 発展途上国にお ける難聴者 Prof J.I. Suzuki (鈴木淳一教 授)	(9:00-9:30) 就職指導におけ る難聴者-教育 と労働市場 Mr Kari Tapiola (9:30-10:00) 就職指導におけ るリハビリテーションコー スやカウンセリングは 役に立つか? Ms Ulla Cari Henriksen (10:00-10:30) 生活の質の測定 Prof Harri Sintonen	(9:00-9:30) 国際的な組織 化の展望 Mr Seppo Matinvesi (9:30-10:00) 外部から見た 難聴者組織 Ms Marjaliisa Kauppinen (10:00-10:30) 難聴者組織の 発展-H R F を例に Mr Jan-Peter Stromgren
10:30-11:00 コーヒーブレイク		(機器展示)	(機器展示)	(機器展示)	(機器展示)	(機器展示)
11:00-12:30 特別セッション (Room 1)	参加登録受付 (11:00-19:00)	音声認識 Dr Olli Viikki 補聴器と携帯 電話の両立 Mr Jim Johnson 他	いつ我々全てが 聞こえるよう になる? (Prof. Ilmari Pyykko) 聴覚(内耳)の 再生 (Prof Jukka Ylikoski)	ハネディカッショ ン誰が決める? 親? 専門家? (Chair Dr Dafydd Stephens)	目標-自動音声 変換装置 Prof Unto K. Laine	情報提供とテレ コミュニケーション テクノロジー Mr Erkki Liikanen 難聴者の未来 とIFHOH (Ms Marcia B. Dugan)
特別セッション (Room 2)		テクノロジーが文化 を創る Prof Richard Ramsdem 初めての補聴器ユ ーザーの期待と現 実 Ms Susanne Bisgaard	聴覚リハビリの 効果 Prof Martti Sorri A L D テクノロ ジーの紹介 (Mr Ido Granot)	人工内耳の結果 Dr R van Hardeveld	字幕-人権 Mr Mark Hoda 日本における字 幕放送の現状 高岡 正 難聴者どう者 の字幕読みとり の達成(オースト ラリアから) Ms Joanne Baumgartner	
12:30-14:00 昼食	参加登録	(機器展示)	(機器展示)	(機器展示)	(機器展示)	
14:00-15:30 ワークショップ (Room 1)	参加登録	人工内耳と脳 幹-ろう者は 再び聴こえを 取り戻すの か? Prof Richard Ramsden	バーチャル読話 ①Synface-電話と 同時に話す顔 Prof Karl Spens ②トヨタグッド(読話 のために大写しにす ること) Dr Michael frydrych ③擬グラフィック タイプフェースを基礎にした コミュニケーション機器 Ms Tatiana Evreinova	学習ツアーミーのみ (14:00-17:00)	教育と職業 ④文字による通 信教育プログラ ム Ms Elina Kouri ⑤インテグレー ション Ms Klavdija Ambro ⑥日本における 職業問題 Mr Yukihito Kiyonari	
(Room 2)	EFHOH 総会	ろう者のコミ ュニケーション道 具 ⑦中途失聴者	難聴学生 ⑧スロベニアに おけるICTの 活用	IFHOH 総会	発展途上国にお ける難聴予防の 試み Prof Hisayuki Ishizaki	

		Mr. Kalle Tervaskari ◎要約筆記(日本) 浦中 悅子 ◎サインメイド Ms Sonja M. Haga	Dr Matjaz Debevc ◎健聴者と似ているようで似ていない Dr Ruth Patricia ◎何をつかむのか? Mr Sami Virtanen		(石崎久義医師)	
(Room 3)		補聴器とフィッティング	親の意見	予定なし	予定なし	
(Room 4)		難聴の原因 - 騒音 ◎産業難聴 Dr Jukka Starck ◎騒音による難聴と平衡機能障害(インドネシアから) 石崎久義医師 ◎若者の耳と騒音汚染 Dr Esko Toppila	社会との関わり ◎法律はそれ自身では機能しない Ms Vida Perc ◎日本における製品アクセシビリティ規定 川井 節夫 ◎どの補聴器を選ぶのか? Ms Darja Holec	予定なし	世界で難聴者が果たす役割 ◎世界の障害者 Mr Guido Gybels ◎難聴者の国家組織 Ms Barbara Wenk	
(Room 5)		耳鳴りの治療 ーどのように生きるか? Prof Dafydd Stephens 自助努力-耳鳴りのベストケア Mr Jyrki Laitinen	緊急時の難聴者 ◎日本における災害時の情報保障 高木 富生	予定なし	クラスルームにおける聞こえの環境 (オランダボックス合同シンポジウム)	
(Room 6)		若者の集い	若者の集い	予定なし	若者の集い	
15:30-16:00 コーヒーブレイク	参加登録	(機器展示)	(機器展示)	(機器展示)	(機器展示)	
16:00-17:00 ワークショッピング (Room 1)	参加登録	メニエール病	通訳サービス ◎日本の要約筆記問題 井島 和子 ◎フィンランドの「Locomotive」プロジェクト Ms Aulikki Rautavaar	予定なし	内耳のイメージ Prof Borje Bjelke 人のイメージ Prof Ilmari Pyykko	
(Room 2)		倫理的、医学的考察 ◎遺伝・我々は神か? Ms Vanessa Miggliosi ◎日本における病院受診ガイドブック 瀬谷 和彦	小さな難聴集團 ◎まれな聴覚障害グループ Ms Paivi Vataja ◎小さな耳 Ma Arja Kurki	予定なし	発展途上国における聴覚ケア 続き	
(Room 3)		予定なし	難聴者の障害受容(自助努力) Mr Ahiya Kamara	予定なし	コミュニケーションにおける難聴の影響 Ms Buntje Jean Levene	
(Room 4)		磁気誘導ループ Mr Siegfried Karg	カウンセリング Ms Ritta Kuusi	予定なし	インターネットと難聴者 Ms Eija Isaksson	
17:00-19:00	参加登録	(機器展示)	(機器展示)	(機器展示)	(機器展示)	
19:00-21:00 交流会	歓迎パーティ	地元との交流会	ヘルシンキ市の歓迎レセプション	予定なし	お別れパーティ	

国際難聴者会議日本代表団参加日程表
(J T B 資料より抜粋)

日次	月日曜	地名	現地時間	交通工具	日 程	食 事
①	7月3日 (土)	関西国際空港発 ヘルシンキ	11:00 15:20	AY078 専用バス	空路、フィンランド航空にてヘルシンキへ (所要時間:約10時間20分) 着後、バスにてホテルへ <ヘルシンキ泊>	朝:機 内 昼:ホテル
②	7月4日 (日)	ヘルシンキ	各 日	専用バス	ヘルシンキ市内観光＆スオメンリンナ観光 ※テンペリアウキオ教会は日曜am不可 19:00～21:00 欽迎パーティ <ヘルシンキ泊>	朝:ホテル 昼:ヴァルハラ (洞窟レストラン) 夕:パーティ
③	7月5日 (月)	ヘルシンキ	終 日		第7回国際難聴者会議 (ホテル～会場 徒歩10分) 09:00～10:30 開会式 10:30～17:00 会議 会議参加 <ヘルシンキ泊>	朝:ホテル 昼:各 自 夕:レストラン
④	7月6日 (火)	ヘルシンキ	終 日		第7回国際難聴者会議 (ホテル～会場 徒歩10分) 09:00～21:00 会議参加 18:00～20:00 ヘルシンキ市の歓迎レセプション <ヘルシンキ泊>	朝:ホテル 昼:各 自 夕:レセプション
⑤	7月7日 (水)	ヘルシンキ	終 日		第7回国際難聴者会議 (ホテル～会場 徒歩10分) 09:00～17:00 会議参加 ※研修ツアーが2コースあります。詳細はお申込後ご案内します。 <ヘルシンキ泊>	朝:ホテル 昼:各 自 夕:レストラン
⑥	7月8日 (木)	ヘルシンキ	終 日		第7回国際難聴者会議 (ホテル～会場 徒歩10分) 09:00～17:00 会議参加 19:00～21:00 お別れパーティー(別料金) <ヘルシンキ泊>	朝:ホテル 昼:各 自 夕:パーティ
⑦	7月9日 (金)	ヘルシンキ ヘルシンキ発	午 前 午 後 17:20	専用バス AY077	第7回国際難聴者会議 09:00～12:30 会議 12:30～14:00 閉会式 会議終了後、空港へ 空路、直行便にて帰国の途へ (所要時間:約9時間30分) <機内泊>	朝:ホテル 昼:各 自 夕:機 内
⑧	7月10日 (土)	関西国際空港着	8 : 50		関西国際空港着後、解散	朝:機 内

ご注意:飛行時間、交通工具等は変更になることがあります。

大会テーマ

「Accessible Communication（アクセシブルコミュニケーション）」について

「アクセシブルコミュニケーション」、すなわち「互いに接近しあえるコミュニケーション」とは我々難聴者・中途失聴者が「聞こえない」ことで背負うコミュニケーションが関わるハンディをできるだけなくしていこうという概念です。

例えば、携帯電話を使うときに耳掛け型補聴器などに備わっている磁気誘導コイルを通して聞きたいけれども、ディスプレイや回線、そしてアンテナから発する電磁波が大きなノイズになり、どうしても邪魔になり、使うことができません。我々は携帯電話を使うために磁気誘導コイルを備えている補聴器を購入しています。つまり、我々は携帯電話での聞こえを獲得するために接近しようとしています。しかし、一方で製造メーカー側も携帯電話から発するノイズを減らそうとする努力・研究をすることで、我々の求めている聞こえに接近して行かなくてはなりません。両方が成立して初めて「アクセシブルコミュニケーション」が成り立つのです。そういうことができる世の中にしようというのが、今回の大会テーマです。

もちろん、機器類だけではありません。難聴者・中途失聴者と医師、教師、雇用者など互いに接近しあわないとコミュニケーションが成り立たないケースが多くあります。そういう状況を反映してか、今回の会議はなんと特別セッションを含む分科会が40近く、そして基調講演が14、さらには発表だけで100を超すなど非常に内容の濃いものになりました。

できれば、すべての内容を網羅した報告書にしたかったのですが、通訳者やスタッフの数の限界もあり、特に重要な項目を以下の通り取り上げて報告していくことでご了承ください。

- (1) 障害者の標準規則
- (2) 情報保障（字幕、音声認識、通訳など）
- (3) 世界の難聴者・アジアの難聴者（職業、教育、医療など）
- (4) その他（人工内耳、読話など）

日本からも7名が発表し、日本の難聴者・中途失聴者福祉の現状を訴えました。彼らの努力に敬意を表し、最後に発表内容を掲載しますのでご覧ください。

なお、翻訳は全難聴国際部が中心になって進めました（一部翻訳会社に依頼しました）。しかし、専門的な用語など、十分に意訳しきれていない部分があろうかと思いますが、何卒ご了承くださいますようお願いします。なお、本来ならば英文を入れたいところですが、ページ数の関係上、重要な図が挿入されている発表（2編）とデューガン理事長講演のみにとどめますので、ご了承ください。

第Ⅰ部 障害者の標準規則について

現在国連の特別委員会で障害者権利条約の制定にむけての話し合いが行われているが、これと並行して障害者の標準規則の見直しも進められています。標準規則とは障害者が社会の中で健常者と同じ権利と義務を行使できるようにするために設けられた約束事です。日本でいうと障害者のための JIS 規格の制定などが該当します。例えば機器類を例にあげると、電話やファックスなどの受話音量ですが、標準の音量からどの程度まで上げられるようすべきなのかを決めることが軽中等度の難聴者・中途失聴者が電話をすることができるようになるために非常に重要なことです。また、今実現は困難ですが、補聴器の磁気誘導コイルで携帯電話できるようにしなければならないという努力目標を掲げてもらうことも大切なことです。ですから、この規則は我々難聴者・中途失聴者が不便を感じることなく暮らすためには、必要不可欠なものなのです。

国連の障害者問題特別報告者である Hissa Al-Thani さんの報告にもありますが、現行の標準規則は 1993 年に制定されています。しかし、2005 年に入った今、携帯電話やデジタルテレビ放送など、新しい機能を持った機種がどんどん開発されています。そこで、もう一度見直そうという動きが出ています。

この見直しのきっかけになったもう一つの理由が、国連障害者権利条約制定の動きです。この標準規則は各国に義務を課すことはできるのですが、法的な義務を課すところまでは行かず、結局各国の状況に応じた対応になってしまっています。ところが障害者権利条約には法的な拘束力があります。ですから、この条約の制定（批准）に合わせて、あるいは関連させて、より効率的な標準規則を設ける必要があります。

ですから、日本からも難聴者・中途失聴者が暮らしやすくなるような標準規則を日本政府や NGO、さらには IFHOH そして各国の同障の組織と連携して訴えて行かなくてはなりません。

では、Hissa Al-Thani さんの報告をご覧ください

。

「障害者の機会均等確保のための標準規則」の見直し

Hissa Al-Thani（障害に関する特別報告者）

本日、この会議に出席して皆様に直接報告出来ないことを心よりお詫びいたします。又、この報告の代理発表をお許し頂いた事に感謝いたします。

今回、「障害者の機会均等確保のための標準規則（以下、標準規則）の見直し」というタイトルで発表を求められたとき、「標準規則の見直し」とか「標準規則の現在の状況」ということが正確に何を意味するのかしばらく考えました。

結論として、これらのテーマは検討に値するものと考え、今回の発表でその双方を取り上げることにしました。

従って、「標準規則の見直し」ということについてお話しするとき、この規則（規則48/96）が1993年12月に採択されてから10年間に起こったことを踏まえてお話ししていることをご理解いただきたいと思います。

又、「標準規則の現在の状況」についてお話しするとき、様々な国における標準規則の実施状況やその過程で出てきた様々な問題と関連付けてお話していることをご理解いただきたいと思います。

標準規則の定義について

標準規則は、国家機関のみならず地方自治体、公的または私的な団体、果ては障害者問題に係わる全ての個人にも適用される一連の倫理的な義務を規定しています。実際のところこれらの規定は、様々な形をとつて社会の全てのレベルをカバーしています。

標準規則は、政策のガイドラインとして、政策決定のツールとして、具体的な行動計画への提言として、又技術的な、経済的なそして国際的な協調の基底としての役割を果たしています。世界中のあらゆるところに、国や社会の発展の程度如何に拘わらず、障害を持った人の社会的、経済的、政治的、文化的そして職業的な「完全な参加」を阻害する障壁が常に存在します。標準規則はこれらの障害、障壁を明確にし、関係機関や団体がこれらの障害、障壁を除去することを手助けします。

「機会の均等」という概念は、標準規則を支配する基本原理であり、又標準規則に倫理的そして政治的権威をもたらすものです。

「機会の均等」とは、全ての人が、とりわけ障害を持つ人が、サービス、活動、情報、出版といった自らを取り巻く社会や環境の色々な営みを等しく利用できる、そのプロセスが保障されていることです。権利の平等という原理は、全ての個人の希求が同じ価値を持ちその個人の希求への対応が社会の制度設計の基礎であること、そして社会の全ての資源は全ての個人の参加の平等を確保するために用いられるべきであることを意味します。言い換れば、障害を持った人は、障害を持たない人と同等の社会生活を営むため、時としては彼を取り巻くコミュニティや社会からのサポートを必要とするということです。それは、特権ではありません、基本的人権なのです。

標準規則の見直し：規則への付則

この10年間の技術革新はかつて例を見ないほど激しいもので、多くの人を取り残しながら急速なグローバリゼーションが進展しています。そのような急速な変化は、われわれの感じ方や考え方、またこの世界に対する見方、取り組み方に、非常に大きな影響を与えています。従って、10年間に亘って通用してきた規則はその間々に変質し、新しい時代に即応するため見直しが必要となってきていると思われます。「標準規則付則」（そしてある点においては障害者権利条約も）は、標準規則を見直し強化することの必要性から、また細かく規定されていない、カバーされていない事項を標準規則に取り入れる必要性から作られました。

しかし、標準規則が依然として障害者の機会均等を保障する、強力なそして効果的なツールであることを確認することは大切です。障害者権利条約の承認と批准は標準規則に取って代わるものではなく、国内的な関連法規を整備することによって標準規則の倫理的、政治的義務を法的義務にかえるものなのです。

標準規則付則

ここで、標準規則付則及び障害者権利条約の背景について簡単に説明しておきます。前任の特別報告者のベント・リンキスト氏が第3期目の報告（E/CN.5/2002/4）で標準規則の付則を提案しました。この提案は初代の特別報告者としての任期中の経験に基づいて、新たな事項や十分に考慮していなかった事項を標準規則に付け加えるべく提案されたものです。

標準規則は国連総会で採択された結果、世界各国で障害に関する国家政策や行動計画を作成するに当たり非常に重要な役割を果たしてきました。この10年間における規則の遵守・実行は、全ての分野で障害者問題に関する知識・知見を広めることに貢献してきました。又政府機関にとって、規則は政策決定のきっかけとなつたのみならずそれを推進する具体的な力にもなってきました。規則の制定が、障害者の生活に大きな変化をもたらしたことは否定できません。しかし、前任の特別報告者が実施した標準規則の実地評価は、標準規則のカバーしている事項にギャップ、限界のあることを浮き彫りにしました。

このような経緯から、標準規則の付則は、改善が必要な14の分野に限って新たな規定を設けるべく提案されました。前任の特別報告者はこの一連の動きを、第36社会経済改革委員会へ報告しました。（E/CN.5/2000/3）

この標準規則付則提案を作成するに当たっては、障害者団体や「標準規則実施監視委員会」の専門家を始め多くの国際団体や個人が協力しました。その結果、提案された付則は、障害を持った人の中でも最も脆弱な立場にいる人の要求と関心を反映したものとなっております。

付則で特に検討したのは、以下の点です。

- (a) 基本概念
- (b) 生存と貧困の緩和についての適正な基準
- (c) 住宅政策を含む居住問題
- (d) 健康・医療問題
- (e) 非常時問題
- (f) 社会環境へのアクセス
- (g) コミュニケーション問題
- (h) 個人教育
- (i) 性差別
- (j) 障害を持った子どもとその家族
- (k) 暴力と虐待

(I) 老人問題

(m) 発達上のそして精神上の障害

(n) 目に見えない障害

いくつかの問題については、現在の標準規則の見直し、再検討が必要となりました。子どもに関しては、必要な検討が不十分です。又障害を持った女性については、障害者であることと女性であることから二重の抑圧、身体的な又性的な虐待を受けていますので、個別の取り扱い、検討が必要です。前任の報告者は委員会への彼の最終報告で、「子どもと性差別に関する標準規則の視点は不明確であり、早急に再検討することが必要である」と強調しています。

リハビリテーションのプログラムとサービスに家族を加えることは早急に実現すべき課題です。又、発達上・精神上の障害を持った人の直面している問題、試練、虐待についての実態がこの10年間で明らかになってきて、それらの問題についても標準規則でもっと広くもっと詳細に規定すべきであることがはっきりしてきました。

医学の進歩と寿命を延ばす様々な実践の結果、高齢者人口の比率はかつてないほど高まっています。しかし、寿命が伸びた高齢者の生活の質は、それぞれの社会で様々です。私たちは老齢になるにしたがって、歩行、視力、聴力果ては精神上の能力に関して色々な困難、障害を持つことになります。障害を持った成人人口の増加は、それぞれの年齢や文化そして生活経験に見合った独自のニーズ、需要、サービスを求めることになります。また、同時に彼らは直面する困難や障害を克服する技術やメカニズムを習得することが必要となります。まもなく私たちもこの年齢層の一員となります。しかしこの年齢層は標準規則で当然必要とされる考慮や配慮を受けていませんでした。標準規則の付則を作成するに当たって検討した色々な課題は、間違いなく情報通信技術の領域におけるここ十年間の急激な変化によって生み出されたものです。障害問題に携わる人を養成するに際して、健康管理や医学の領域での急速な進歩と同時に、情報通信技術のこの急激な変化を十分に考慮する必要があります。

障害を持った人の貧困の問題は、標準規則の制定から10年たった今も解決されることなく残されておりむしろ深刻化しています。多くの国において、そして工業化が進展した国においてさえ、社会の最も貧困なグループに障害者が属しており、住居や施設の欠乏といった事例にそのことが現れています。これらの課題は、付則においても優先的に検討されました。

ここで一言付け加えておきますと、私は特別報告者に任命されたとき前任者のリンクス・ト氏と何回も話をし、標準規則が取り上げた問題、取り上げなかつた問題を伺いました。このことは、私の任期中の検討課題に優先順位をつける上で非常に役に立ちました。

優先した検討課題は次の通りです。

- a) 障害を持った女性に関する問題、特に二重に、もしかしたら三重に抑圧を受けている発展途上国の女性の問題。彼女たちは結婚の出来ない、又子どもを生み育てることの出来ない存在として、社会から完全に疎外されています。これらの女性はその社会でほとんど当然にされておらず、逆に見えない人間、隔離された存在としての生活を余儀なくされています。
- b) 障害を持った子どもたちの問題。特に障害を持った子どもたちの教育の問題が重要で、障害のない子どもたちと対等に成長していくため、必要な教材、支援機材をそろえた教育システムを整備する必要があります。発展途上国の障害を持った子どもたちの放置は、これらの国的人的資源の喪失の最も大きなもののひとつです。
- c) 貧困と障害との解き放ちがたい連鎖。貧困は障害の原因であるとともに障害を悪化させる要因ともなり、一方障害は貧困の、教育不足の、そして失業の原因ともなります。世界銀行の仕事の基礎となっている「貧困解消計画」を批判的にみて、障害と関連した貧困の問題を検討する必要があります。
- d) 発達上のまた精神的障害を持った人の問題。彼らのここ10年間での情宣活動、権利擁護運動の足跡は目覚しいものですが、私自身の経験からも又発展途上国で行った調査の結果を見ても、発達上の又精神的障害を持った人に対して正当な配慮がなされているとは言えません。

以上が、標準規則の付則に含まれるべき課題であり、私の任期中特に注意して取り組むために選び出したものです。2003年6月、国連のコフィー・アナン事務総長は加盟各国に対して、この標準規則付則についての意見表明を求めました。しかしながら、今年の3月までに付則に関する質問に回答を寄せた国は39カ国にとどまっています。

回答の多くはヨーロッパの国からですが、ラテンアメリカ・カリブ海諸国から3カ国、アフリカから2カ国、アジアから2カ国回答がきました。それらの国の多くは発展途上国です。

提案された付則の解釈については、それほどの関心を呼んでいません。それは、付則の規定事項に対する関心の低さに起因しています。又、標準規則やその付則より障害者条約が優先すると多くの国が考えている結果の表れとも思われます。

障害者権利条約

標準規則を障害者権利条約に置き換えるというのは、私が多くの会議や訪問において経験した非常に大きな誤解のひとつです。障害者権利条約の目的は、国の立法や政策・施策の決定といった面での障害者の権利を増進、擁護そして統合する効果的な手段の基盤を形成することにあります。又、国際的に承認された準則、即ち1) 障害者の機会均等、2)

障害者の社会生活とその発展への完全なそして効果的な統合、3) 障害者の人権を擁護し増進する基準、に対する社会的な周知を徹底することにあります。

私はことあるごとに障害者権利条約は標準規則に置き換わるものではないと強調してきました。障害者権利条約は政府によって承認・批准されることによって法的拘束力を備えるに至った人権協約であり、標準規則は条約の規定事項を実行し実現するためのツール、ガイドラインなのです。

標準規則の見直し：モニタリング（監視）

それぞれの国における標準規則の実施状況についての私たちの認識を常に新しくする中心的な手法はモニタリング（監視）です。モニタリングは、当該国に人を派遣して障害者の実態を調べたり、それらの国の政府や障害者団体に報告を求めたり、質問に対する回答を貰ったりして実施されます。

モニタリング報告書は、標準規則がその施行から10年の間に他の規則以上に実行され、障害者の生活の改善に寄与してきたことを示しています。又法制定や政策決定での様々な成果を記録しています。障害者の状態、問題、関心、ニーズと言ったものと同時に標準規則そのものの認知が非常に高まりました。

しかしながら、特別報告者であったほんの短いあいだでさえ、私はある地域と他の地域との間で規則の実施状況に非常に大きな較差があること、又時には同じ地域でもある国と別の国との間に同様な格差があることを見出さざるをえませんでした。

実地に話を聞いたり、調べたり質問したりして、この格差をもたらした要因を見出すことはそんなに困難ではありませんでした。

先ずひとつは、標準規則を実行するに当たってその出発点がそれぞれの国で異なっているということです。ヨーロッパや北米の先進諸国では標準規則が実行に移されたとき既に障害者に関する認知や配慮がありました。これらの諸国においては、標準規則はその国の政策が障害者の機会均等を実現する正しい道程にあるのかどうかを確認するガイドライン、チェックリストの役割を果たしていました。

標準規則は、国家の政策作成を手助けし、その実行を促しました。又、その実行を確実なものにする法制化を推進しました。又、待遇の質の改善、公共の場でのアクセスの改善に寄与しました。そして、実行のより一層の深化を図ると同時に、実践のメカニズムを確立しました。それらは、社会の対応を変化させ、かつその行動変化をゆるぎない確実なものにしたのです。

しかし、世界的に見ればそのようなばら色の構図は描けません。特別報告者に就任して以来、私は関心を発展途上国の障害者の問題に集中してきました。その結果、世界では6億1千万人の障害者がおり、その80%以上が発展途上国に集中していることが判明しました。そして、その80%は望ましい生活環境に生活しているとは言えません。

これらの障害者のうち、子ども及び女性の状況はさらに深刻です。抑圧、疎外、隔離そして差別は、形を変えた虐待に過ぎないのです。これらの貧困な国において、最も過酷な

状況におかれているのは障害を持った子どもたちです。彼らは教育とか社会のサービスとかを享受できない状況にあるばかりではなく、毎日の生活の糧を路上で求めることを余儀なくされ、子どもとしての基本的な生存理由さえ剥奪されているのです。

70にも及ぶ人権規約が制定され、そのうちの7つが障害者に係わっている現代において、どうしてこのような事態が続いているのでしょうか。

その原因は多岐にわたると考えられますが、そのうちの幾つかについてこの場で説明したいと思います。

理想的な世界や社会システムを除けば、社会の配慮がいかに進み広がったとしても個人的に見れば配慮の届かない、サポートを必要としている人が存在します。社会の配慮の裂け目に落ちる人は依然として存在します。

しかし、標準規則に関して言えば、これらの国の個別の状態を評価する決まった方法はありません。全ての国はそのスタートラインが異なっており、発展の度合い、資源、政治体制も異なっています。

機会の均等という概念は、他の様々な要因の均等が実現している社会を前提にしています、そのような社会で、障害を持った人の機会均等をどのように実現していくかが問題なのです。又、機会均等という概念は、均等という概念を取り込むことが出来る価値の秩序、社会規範の存在を前提としています。従って、それらの前提条件が整備されていない国において、障害者の機会均等をどのように評価していくのかは改めて考える必要のある問題です。

又機会の均等という概念は、「民主主義」、「人権」、「寛容」、「正義」といった概念が存在していることを前提にしています。しかし多くの発展途上国ではそのような前提が欠如しています。私が見てきた限りでは、標準規則の実施状況を評価し監視するに先立って、先ず人権についての全ての面での教育と認知の努力、そして社会の思考方法、生活様態の変革が必要です。

私は、全ての発展途上国をことさら一般化するつもりはありません。障害者政策や関連法規の整備を進展させている国もあります。しかし多くの発展途上国においてはこれらの政策は実行計画というよりは政府の意図の表明の段階にとどまっています。その原因は様々ですが、社会資源の、政治的意志決定の欠如、物理的な又社会的なインフラの未整備などの要因とともに、標準規則に対する明確な理解の不在をあげることができます。

ひとつ格好な実例を紹介します。レバノンの17年間に亘る内乱のあと（内乱で障害者がたくさん出ましたが）ベイルートの旧市街の復興が始まったとき、新市街の建設計画には「アクセシビリティ」が謳われました。その結果、官公庁の建物や民間の建物、道路、歩道はアクセシブルなものになりました。しかし、障害を持った人たちがそこに行く方法がありません。なぜなら公共の輸送機関はアクセシブルではなく、車椅子利用者が利用できる駐車スペースもなかったのです。又、視覚・聴覚障害者にアクセスを保障する設備は

施されていませんでした。

この例は、アクセシビリティを考慮するとき、全ての面でのアクセシビリティを検討する必要がある事を示しています。多くの実例が標準規則の理解や実行の上で、様々な制限、限界が存在していることを示しています。又他の例は、標準規則が政府機関のみの義務を規定するものではなく社会の全てのセクターの義務を規定するものであることの理解を欠いている事を示しています。

標準規則の適用、含意、解釈についての明確なそして十全な理解がないため、各国政府の報告はそれぞれの国での標準規則の実施状況、問題点を評価する上で、効果的なツールとして機能していません。

他の重要な要因は、障害者運動の進展が地域ごと、又地域内のそれぞれの国において異なっているということです。多くの第三世界の国では、依然として庇護、慈善といったレベルで障害者の問題が処理されています。社会的な文化的な態様や規範もまた標準規則の実行にあたり重要な役割を果たしています。

さらにそれぞれの国の自由主義や民主主義の成熟度は、障害者組織の形成、彼らの政治的意志表明、権利擁護の進展を規定しています。多くの発展途上国とりわけアラブ諸国では、障害者が障害者のために組織作り上げるというよりは、むしろ健常者によってそのような組織が作られています。

色々話をしきましたが、ここで再び標準規則の見直しに話を戻したいと思います。標準規則の不備を補うものとしての付則に加えて、発展途上国が直面している課題に対応する標準規則の詳細な一連のガイドラインの作成が必要です。それは、スエーデンの障害者団体が作成したものに類似したもので、アジェンダ22と名付けられ、標準規則の詳細な定義を説明するにとどまらず、その規則の背後にある考え方や、障害者の生活、障害者が生活する共同体にたいする係わり合い、影響が明示される予定です。

本日の話の結論として私は、標準規則なしには今までの私たちの歩みは記しえなかつたものであること、又標準規則なしには障害者権利条約をもち得なかつたことを改めて強調したいと思います。

しかしながらそれぞれの国が障害者の要求に気付かないならば、又要求に対応出来ないならば、障害者権利条約多くの変化をもたらすことはないと思います。出発点は、常に問題の所在を認識し、全面的な権利実現のための機会均等を図り、民主的な、全員参加の出来る、全ての人を平等に取り扱う社会を作り上げなければならないということです。それは、障害者の機会均等という考え方を社会の欠くべからざる要素として承認することなのです。